

# 平成30年度調剤報酬改定に伴う 施設基準の届出等について (薬局)

1

## 施設基準の届出期日について

- 調剤報酬改定に伴う特例措置として、  
**平成30年4月16日(月曜日)**  
までに届出書を提出され、要件審査を終え  
受理されたものについては、  
平成30年4月1日に遡って算定することができます。  
ただし、平成30年4月1日時点において、  
要件を満たしている場合に限りです。



2

## 施設基準の届出期日について

- 提出方法については、原則、郵送又は宅配便での提出にご協力ください。

届出書の受理日は、当局が受け付けた日になりますので、ご留意ください。  
(発送した日や郵便の消印の日ではありません。)

平成30年4月17日以降に受け付けたものについては、通常の取扱い\*となりますので、余裕を持った発送をお願いします。

\* 各月の末日までに届出を受理した場合は、翌月1日から当該届出に係る調剤報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に届出を受理した場合には、当該月の1日から算定する。

3

## 施設基準の届出先

- **保険薬局が所在する県を管轄**しております九州厚生局各県事務所宛にご提出ください。  
(福岡県にあっては九州厚生局指導監査課)

### 【福岡県】

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前3-2-8  
住友生命博多ビル4F  
九州厚生局指導監査課 宛

### 【佐賀県】

〒840-0801  
佐賀市駅前中央3-3-20  
佐賀第二合同庁舎7F  
九州厚生局佐賀事務所 宛

### 【長崎県】

〒850-0033  
長崎市万才町7-1  
住友生命長崎ビル12F  
九州厚生局長崎事務所 宛

### 【熊本県】

〒860-0806  
熊本市中央区花畑町4-7  
朝日新聞第一生命ビル4F  
九州厚生局熊本事務所 宛

### 【大分県】

〒870-0045  
大分市城崎町1-3-31  
富士火災大分ビル2F  
九州厚生局大分事務所 宛

### 【宮崎県】

〒880-0816  
宮崎市江平東2-6-35 3F  
九州厚生局宮崎事務所 宛

### 【鹿児島県】

〒890-0068  
鹿児島市東郡元町4-1  
鹿児島第二地方合同庁舎3F  
九州厚生局鹿児島事務所 宛

### 【沖縄県】

〒900-0022  
那覇市樋川1-15-15  
那覇第一地方合同庁舎西棟2F  
九州厚生局沖縄事務所 宛

4

## 施設基準の告示及び通知の確認について

- 施設基準の届出をする際は、必ず厚生労働省の告示及び通知をご覧ください、基準に適合しているかを確認した上で、届出書を提出してください。

(告示) 平成30年厚生労働省告示第44号

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

(通知) 平成30年3月5日 保医発0305第2号

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(告示) 平成30年厚生労働省告示第45号

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

(通知) 平成30年3月5日 保医発0305第3号

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

上記、告示・通知を含め調剤報酬改定関係通知等については、厚生労働省のホームページから参照できます。

(九州厚生局のホームページからもリンクしています。)

5

## 施設基準の告示及び通知に関する注意点について

- 厚生労働省の告示及び通知が、平成30年3月5日付けで発出されていますが、今後も訂正通知や疑義解釈についての事務連絡などが随時発出されますので、定期的に厚生労働省又は九州厚生局公式ホームページのご確認をお願いいたします。

### 【調剤報酬改定関係通知等の参照先】

(厚生労働省ホームページ: <http://www.mhlw.go.jp/>)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険  
> 平成30年度診療報酬改定について

(九州厚生局公式ホームページ: <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)

ホーム > 平成30年度診療報酬改定について

6

## 施設基準の届出に係る基本事項

### 施設基準の届出における共通事項

- 施設基準を提出する際には、次の届出書等を作成していただき、**正1通**を提出してください。

届出書

特掲診療料 「別添2」

届出書の様式

添付書類(通知及び届出書の様式で示されている添付書類)

「正副2通」から『**正1通**』の提出に変更されました。提出した届出書の写しは、必ず保管しておいてください。

開設者印を押印してください。

7

## 施設基準の届出に係る基本事項

### 施設基準の届出における共通事項

- 届出書(別添2)を作成する際には、次の点に注意してください。

- ❑ 連絡先欄に「担当者氏名」「電話番号」を記載すること。
- ❑ 施設基準の通則(4項目)に適合していること。  
(✓点チェックが必須です。)
- ❑ 「日付」「保険薬局の所在地及び名称」「開設者名」を正確に記載すること。  
「保険薬局の名称」の記載漏れが多いので、特に注意してください。
- ❑ 開設者印を押印すること。  
法人の場合は、法人代表者印を押印すること。
- ❑ 提出先が「九州厚生局長」となっているか確認すること。

8

## 施設基準の届出書の様式について

➤ 届出書の様式は九州厚生局公式ホームページからダウンロードしてください。

届出書等のダウンロード先のご案内

「九州厚生局」で検索又はアドレス <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>へアクセスしてください。



「知りたい分野から探す」タブの

「保険医療機関、保険医等」の『+』により展開していただき、

「保険医療機関・保険薬局の方へ」をクリックしてください。

知りたい分野から探す	厚生局の業務・役割から探す
<ul style="list-style-type: none"><li>- 保険医療機関、保険医等<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>保険医療機関・保険薬局の方へ</b></li><li>● 保険医・保険薬剤師の方へ</li><li>● 柔道整復師の方へ</li><li>● 訪問看護事業者の方へ</li><li>● 医療法人、特定医療法人を運営する方へ</li><li>● 保険医療機関等の情報を知りたい方へ</li><li>● 保険医・保険薬剤師の情報を知りたい方へ</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>+ 医薬品等[薬監証明]</li><li>+ 福祉・介護サービス</li><li>+ 医療保険者</li><li>+ 年金</li></ul>



9

## 施設基準の届出書の様式について

「届出様式等」欄の

「平成30年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」」をクリックしてください。

保険医療機関・保険薬局の方へ

保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所の管内指定状況及び届出受理状況について

お知らせ

届出様式等

- **平成30年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」**

「特掲診療料の届出一覧」から必要な届出様式をダウンロードしてください。

施設基準の届出等

下記項目のいずれかを選択してクリックしてください。

- 基本診療料の届出一覧
- **特掲診療料の届出一覧**
- 入院時食事療養・入院時生活療養等の届出
- 施設基準に係る辞退届



10

# 施設基準の届出書の添付書類について

➤ 届出書の添付書類一覧を九州厚生局公式ホームページに掲載しております。

「特掲診療料の届出一覧」の各施設基準の様式の「備考」欄にある「添付書類はこちらをご参照ください。」をクリックしてください。

(例)	2-294	か薬	別添1 95	かかりつけ薬剤師 指導料及びかかりつけ 薬剤師包括管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>別添2(か薬) (PDF:41KB)</li> <li>様式90(PDF: 35KB)</li> <li>様式4(PDF: 28KB)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別添2(か薬)(ワ ド:37KB)</li> <li>様式90(ワド: 20KB)</li> <li>様式4(ワド: 190KB)</li> </ul>	新規	添付書類はこちら をご参照ください。
-----	-------	----	-----------	------------------------------------	---	---	----	-----------------------

当該施設基準の届出の際に必要な添付書類が表示されます。

- (例)
- 様式90の「研修」について、薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していることが確認できる書類
  - 様式90の「地域活動」に参加していることがわかる書類として、届出時までの過去1年間に医療に係る地域活動の取組に主体的に参加していることが確認できる書類(事業の概要、参加人数、場所及び日時、当該活動への関わり方等が記載されているもの)

今回の調剤報酬改定に併せて、届出書の添付書類については、原則、通知及び様式で示されているもののみといたします。

## 【参考】ホームページのご案内

\* 調剤報酬改定の情報は、九州厚生局及び厚生労働省のホームページに掲載しております。

➤ 九州厚生局のホームページは、「九州厚生局」で検索又はアドレス <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/> へアクセスしてください。

トップページの「平成30年度診療報酬改定」をクリックしてください。



施設基準の届出様式及び関係資料を掲載しております。(それぞれクリックしてください。)



## 【参考】ホームページのご案内

- 厚生労働省のホームページは、「厚生労働省」で検索  
又はアドレス <http://www.mhlw.go.jp/> へアクセスしてください。



トップページの「分野別の情報」欄の「診療報酬改定」をクリックしてください。



「平成30年度診療報酬改定」をクリックしてください。  
「第3 関係法令等」の項目に厚生労働省の告示及び  
通知を掲載しております。



13

(表1) 新たに施設基準が創設されたことにより、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

### 特掲診療料

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| 1 | 調剤基本料1(注1のただし書に該当する場合)   |
| 2 | 調剤基本料3のイ                 |
| 3 | 調剤基本料3のロ                 |
| 4 | 調剤基本料の注4に掲げる地域支援体制加算     |
| 5 | 調剤基本料の注5に掲げる後発医薬品調剤体制加算3 |

(表2) 施設基準の改正により、平成30年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成30年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

### 特掲診療料

- |   |              |
|---|--------------|
| 1 | 調剤基本料2       |
| 2 | 後発医薬品調剤体制加算1 |
| 3 | 後発医薬品調剤体制加算2 |

14

### ➤ 質問の取扱いについて

解釈に関する質問については、電話ではなく、**FAX**で受け付けており

FAX番号(FAX番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。)

【福岡県】092-707-1127 【佐賀県】0952-20-1611 【長崎県】095-801-4204 【熊本県】096-284-8010  
【大分県】097-535-8062 【宮崎県】0985-72-8881 【鹿児島県】099-201-5802 【沖縄県】098-833-6250

質問内容を具体的に記載していただき、**連絡先及び担当者名**も必ず記入してください。

改定時期は特に質問が多いため、回答に時間がかかることも想定されますので、あらかじめご了承ください。

- 調剤報酬改定に伴う届出に伴い、院内の掲示事項についても変更が必要です。
- 施設基準に係る辞退届については、1部の提出で結構です。

### <届出期日>

平成30年4月1日から算定を行うためには、

**届出書(1通)は、**

**平成30年4月16日(月曜日)**

**必着となります。**

届出期日までに余裕を持ってご提出ください。

ご静聴ありがとうございました。